

北斗市農業新規参入者受入要件について

北斗市の農業の持続的発展を図るため、新規就農希望者を将来、効率的かつ安定的な農業経営の担い手として育成し支援する必要があるため、北斗市における新規参入者の受入要件については以下に沿って行う。

○北斗における新規参入者は、次の各号に定める要件を満たす者を受け入れることとする。

- (1) 経営者の年齢は、原則45歳未満の心身ともに健康で、北斗市に定住し自立経営を営む能力を有する者。
- (2) 北斗市内に就農し、認定農業者を目指す者
- (3) 就農後、農業経営から得られる所得によって生活が出来るまでの生活資金や営農資金を計画できる自己資金がある者。(概ね400万円。)
- (4) 対象作物は以下の営農類型を主とした経営をする者。
- (5) 研修カリキュラムに基づき、就農に向けての研修を確実に受ける者。(2年間程度)
- (6) 農業経営に対して家族の積極的な協力が得られる者。
- (7) 農村社会にとけこみ、地域住民とのコミュニケーションが図れる者。
- (8) 就農後、地域の生産組織に加入する者。
- (9) 新規参入希望者の研修先は、北斗市地域担い手センター(以下、「担い手センター」という。)が定める受入農家であること
- (10) その他必要事項は担い手センターにおいて定める。

○就農相談受付期間

北斗市においての就農相談の受付期間は以下のとおりとする。

なお、就農相談カードに必要事項を記入してくること。

<平成27年受付期間>

主とする営農類型	受付開始	受付終了	選考会	研修開始時期
トマト(促成・半促成)	6月1日	7月末日	9月下旬	翌年1月上旬
ねぎ	6月1日	7月末日	9月下旬	翌年1月上旬
トマト(夏秋)	10月1日	11月末日	1月下旬	翌年5月上旬

○選考会

受付期間終了後に、担い手センター設置要領の目的と合致している者かどうかの検討会を開き、選考結果は就農を希望する者に書面をもって回答する。

○研修内容

担い手センターが策定する受入・実践研修プログラムに従って、研修の実践をする。研修内容は定期的に行われる運営会議においてプログラムの内容を検討する。

○研修の中止

- (1) 担い手センターが策定する受入・実践研修プログラムに従わない場合。
- (2) 担い手センターから経営安定に向けた指導・助言を聞き入れない場合。
- (3) 地域においての何らかのトラブル等が発生した場合。
- (4) 担い手センターは新規参入希望者に対し、定期的に巡回面談・指導をおこない、今後研修を続けることが困難と判断した場合には、新規参入希望者と受入農家、担い手センターにおいて協議をし、全員が同意をした場合。
- (5) その他研修をすることが不可能と判断した場合。

○定期確認

担い手センターは新規参入希望者に対し、定期的に巡回指導をおこない指導・助言等を行い、定期的に行われる運営会議において、新規参入者の情報共有を図る。

○その他

その他、懸案事項等が発生した場合には、定期的に行われる運営会議において協議をする。